



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第37号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を
改正する規則 (総 務 課) 2

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

- (1) 監事が作成する監査報告の記載事項等について定めることとした。（第1条の2関係）
- (2) 監事の調査の対象となる書類について定めることとした。（第1条の3関係）
- (3) 事業報告書の記載事項について定めることとした。（第10条の2関係）
- (4) 会計監査人が作成する会計監査報告の記載事項等について定めることとした。（第11条の2関係）
- (5) 再就職者による契約等事務に関する法令等違反行為の要求等に係る再就職者が離職前5年間に在職していた法人の内部組織について定めることとした。（第19条関係）
- (6) 再就職者による契約等事務に関する法令等違反行為の要求等に係る再就職者が就いていた管理又は監督の地位について定めることとした。（第20条関係）
- (7) 事業年度における業務の実績報告書には、当該事業年度に係る年度計画に定めた項目ごとに当該実績について自ら評価を行った結果を記載しなければならないこととした。（第21条第1号関係）
- (8) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績報告書及び中期目標の期間における業務の実績報告書には、中期計画に定めた項目ごとに当該実績について自ら評価を行った結果を記載しなければならないこととした。（第21条第2号関係）
- (9) その他規定の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

1 規則の概要

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成19年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法」という。)の次に「第13条第4項及び第6項第2号、」を加え、「第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項並びに第46条」を「第34条各項、第35条第1項、第40条第6項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項」に改める。

第1条の次に次の2条を加える。

（監査報告の作成）

第1条の2 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
- (1) 法人の役員及び職員
 - (2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- 5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 監事の監査の方法及びその内容
 - (2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
 - (3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
 - (4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
 - (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
 - (6) 監査報告を作成した日
- （監事の調査の対象となる書類）

第1条の3 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）及びこの規則に基づき知事に提出する書類とする。

第6条から第8条までを次のように改める。

第6条から第8条まで 削除

第10条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の作成）

第10条の2 法第34条第2項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

- 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 法人に関する基礎的な情報
 - ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要
 - イ 事務所（従たる事務所を含む。）所在地
 - ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
 - エ 在学する学生の数
 - オ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
 - カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数
 - キ 非常勤職員の数
 - (2) 財務諸表の要約
 - (3) 財務情報
 - ア 財務諸表に記載された事項の概要
 - イ 重要な施設等の整備等の状況
 - ウ 予算及び決算の概要
 - (4) 事業に関する説明
 - ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(5) その他事業に関する事項

第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(会計監査報告の作成)

第11条の2 法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(1) 法人の役員（監事を除く。）及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、法第34条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

第14条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改める。

第18条の次に次の3条を加える。

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長又は学長の直近下位の内部組織（平成30年4月1日以後のものに限る。次項において同じ。）として次に掲げるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 島根県立大学
- (4) 島根県立大学短期大学部

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長又は学長の直近下位の内部組織として前項各号に掲げるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第20条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長又は法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける者とする。

（業務実績等報告書）

第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第27号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1イの表第3号区分の項から第8号区分の項までの規定中「中学校及び小学校教育職給料表」を「中学校・小学校等教育職給料表」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。